

# 宇部市文化芸術振興条例（仮称）骨子案

22.7.28

※ 条例に盛り込む項目及びその内容を以下のとおりとするものです。

※ 内容については、条例の規定そのものではなく、規定文中に表現すべきと考えられる事項や趣旨を記述しています。

規定する項目	内 容
1 前 文	<p><b>文化の意義や本市の歴史、特性、この条例の制定の趣旨について、以下の内容を「前文」として条例に規定する。</b></p> <p>① <b>文化の意義</b> 文化は、人々に楽しさや感動、精神的な安らぎを与え、豊かな人間性や創造力を育み、また、人を育て、人と人とのつながりを生み出すものであり、子ども達の健やかな成長や心豊かな市民生活のために欠かせないものであるとともに、観光や産業など他の分野の活力を促し、まちを豊かにするための重要な要素でもある。</p> <p>② <b>本市における文化の独自性</b> わたしたちのまちにおける先人達の本市発展への取組とその中で生まれた市民一丸となった自治精神やまちづくりへの情熱は、その後の公害対策の中で取り組まれた緑化や花づくりの運動、彫刻によるまちづくりなど独自性のある文化の創造へとつながり、本市固有の街並みと情景を醸し出している。 また、その外観等により昭和初期の歴史的建築美を今に伝え、国の重要文化財に指定されている渡辺翁記念会館は、その優れた音響効果により、幾多の国内外の著名な音楽家等の公演の舞台になるとともに、「市民館」の愛称が示すとおり、隣接する文化会館とともに市民団体等による舞台芸術の発表・鑑賞両面にわたる市民の幅広い文化活動の場として親しまれ、活用されている。</p> <p>③ <b>条例制定の趣旨</b> 先人達がこれまで築いてきた本市独自の文化や文化的資産を次世代に継承するとともに、さらに発展させ、新たなまちの活力を生み出すため、市と市民が協働して文化によるまちづくりに取り組むことを目指し、この条例を制定する。</p>

規定する項目	内 容
2 目 的	<p><b>この条例の制定の目的として、以下のことを規定する。</b></p> <p>文化によるまちづくりを進めるための基本理念を定めるとともに、市と市民、市民団体及び事業者の役割その他基本的な考え方を明らかにすることにより、本市の文化振興施策を総合的かつ計画的に推進し、もって心豊かな市民生活と活力あるまちの創造に寄与することを目的とする。</p>
3 定 義	<p><b>この条例で使用する用語として、「文化」について以下のとおり定義づけを行う。</b></p> <p>「文化」とは、芸術や芸能、伝統文化、生活文化のほか、市民が主体的に行う生涯学習などの創造的な諸活動をいう。</p>
4 基本理念	<p><b>市と市民、市民団体及び事業者が、文化の振興及び文化によるまちづくりを進めるに当たっての基本理念として、以下のとおり規定する。</b></p> <p>① 文化に関する活動（以下「文化活動」という。）を行う市民、市民団体及び事業者（以下「市民等」という。）の自主性及び創造性並びに活動の多様性を尊重すること。</p> <p>② 市の独自性あふれる文化活動や文化財を保存し、継承し、発展させ、及び活用すること。</p> <p>③ 市民すべてが文化を創造し、及び享受する権利を有することを尊重し、市民の文化意識が高まり、市民等の文化活動が活発化するよう、その環境の整備に努めること。</p> <p>④ 文化の振興に関する活動や取組を観光や産業など他の分野の活動に連携させ、市の活力を高めること。</p>
5 市の役割	<p><b>文化の振興及び文化によるまちづくりに係る市の役割を以下のとおり規定する。</b></p> <p>① 市民等と協働して文化の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進する。</p> <p>② 文化の振興に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努める。</p>

規定する項目	内 容
6 市民等の役割	<p><b>文化の振興及び文化によるまちづくりに係る市民等の役割を以下のとおり規定する。</b></p> <p>① 自らが文化の担い手として、文化の創造、享受、継承、発展及び発信に積極的に努める。</p> <p>② 多様な文化活動を理解し、尊重し、及び相互の交流に努める。</p>
7 基本方針	<p><b>「4 基本理念」に基づき、文化の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市長が定める基本方針及びその策定に係る手続きについて、以下のとおり規定する。</b></p> <p>(1) 基本方針に掲げる事項</p> <p>※（ ）内は、基本理念の項目番号を示す。</p> <p>① 市民等の自主的な文化活動の促進及び文化活動への意識の啓発に関すること。(4-①)</p> <p>② 緑と花と彫刻によるまちづくりなど本市独自の文化活動や伝統文化、文化財などの継承、発展及び活用に関すること。(4-②)</p> <p>③ 学校、家庭、地域における子ども達への文化に係る教育及び子ども達の文化活動への支援に関すること。(4-③)</p> <p>④ 市民等が文化を創造し、若しくは鑑賞し、又は文化活動に参加するなど文化に触れる機会の充実に関すること。(4-③)</p> <p>⑤ 文化を通じた市民等の国内外交流の促進に関すること。(4-③)</p> <p>⑥ 文化活動を担う人材の育成及び確保に関すること。(4-③)</p> <p>⑦ 文化施設の充実及び効率的かつ効果的な管理運営に関すること。(4-③)</p> <p>⑧ 文化の振興に係る取組と経済関係分野との連携及び情報通信技術を活用した効果的で魅力的な情報発信に関すること。(4-④)</p> <p>(2) 基本方針を定めるときの手続き</p> <p>① 基本方針を定めるときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならないこと。</p> <p>② 基本方針を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならないこと。</p>

規定する項目	内 容
8 審議会	<p><b>基本方針を定めるときの意見聴取のほか、本市の文化の振興に関する事項について、市長が諮問する附属機関を設置することについて、以下のとおり規定する。</b></p> <p>① 審議会を置くこと。</p> <p>② 審議会は、委員10人以内をもって組織すること。</p> <p>③ 委員は、学識経験者、文化活動を行う関係者又は関係団体の代表者及び市民のうちから、市長が任命すること。</p> <p>④ 審議会の組織及び運営について必要な事項は、市規則で定めること。</p>